

# 宮崎県障がい者計画の改定について

令和 5 年 1 0 月 2 3 日

宮崎県障がい福祉課

## 1 改定の理由

本計画は、障害者基本法第 1 1 条第 2 項の規定に基づき、本県における障がいのある人のための施策に関する基本的な計画として、平成 3 0 年度に策定（第 4 次）したものであり、現行計画の計画期間（平成 3 1 年度～令和 5 年度）が満了することから、令和 6 年度からの新たな計画（第 5 次）として改定するもの。

## 2 計画の期間

令和 6 年度から令和 1 0 年度までの 5 年間

## 3 計画の骨子

### （1）基本理念

本計画は、障害者基本法の理念である「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」を基本理念とする。

### （2）基本目標

本計画は、「宮崎県総合計画 2 0 2 3（令和 5 年 6 月策定）」の部門別計画の一つとして位置付け、基本理念の実現のため「障がいのあるなしによって分け隔てられることなく地域でともに生きる社会づくり」を引き続き基本目標とする。

### （3）基本方針

本計画は、国の「第 5 次障害者基本計画」を踏まえ、次に掲げる事項の適切な確保・支援を図ることを施策の基本方針とする。

#### ■ 施策の基本方針

- ① 必要な支援を受けながら自らの決定に基づき、社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加し、自己実現ができる機会の確保
- ② 地域での生活への移行を促進するための基盤整備を進め、地域社会においてともに生きるために社会に存在する社会的障壁（バリア）を除去し、どこで誰と生活するかについて選択できる機会の確保
- ③ 手話を含めた言語などの意思疎通のための手段や情報の取得・利用のための手段について選択できる機会の確保
- ④ 障がい者差別その他の権利利益を侵害する行為を禁止するとともに、社会的障壁を除去するための合理的配慮の提供

## 第5次宮崎県障がい者計画（素案）の構成

### ◎ はじめに

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の対象
- 3 計画の位置付け
- 4 計画の期間

### 第1章 総論

- 1 障がい者の現状
- 2 基本理念等
- 3 推進体制
- 4 施策の体系

### 第2章 各論

#### 《第1節 啓発・広報》

- 1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
- 2 啓発・広報活動の推進

#### 《第2節 生活支援》

- 1 地域における相談支援及び意思決定支援の充実
- 2 在宅サービス等の充実
- 3 スポーツ、文化芸術活動の振興
- 4 福祉用具の普及促進と利用支援等

#### 《第3節 教育・育成》

- 1 障がい児支援・育成施策の充実
- 2 インクルーシブ教育システム（障がい者を包容する教育制度）の構築
- 3 教育指導の充実
- 4 教育環境の整備

#### 《第4節 保健・医療》

- 1 障がいの原因となる傷病の予防、早期発見、治療の推進
- 2 医療サービスの充実
- 3 精神保健対策の推進
- 4 難病患者等への施策の推進
- 5 福祉・保健・介護・医療の連携

#### 《第5節 雇用・就業、経済的自立の支援》

- 1 一般就労支援施策の充実
- 2 一般就労が困難な障がい者への就労支援
- 3 経済的自立の支援

#### 《第6節 情報・コミュニケーション》

- 1 意思疎通支援の充実
- 2 情報取得・利用のしやすさの推進
- 3 情報提供の充実

#### 《第7節 生活・環境》

- 1 人にやさしい福祉のまちづくり
- 2 宿泊施設等のアクセシビリティ向上
- 3 防災・防犯対策等の充実

#### 《第8節 福祉を支える人づくり》

- 1 専門職種の養成・確保
- 2 NPO・ボランティア活動の推進

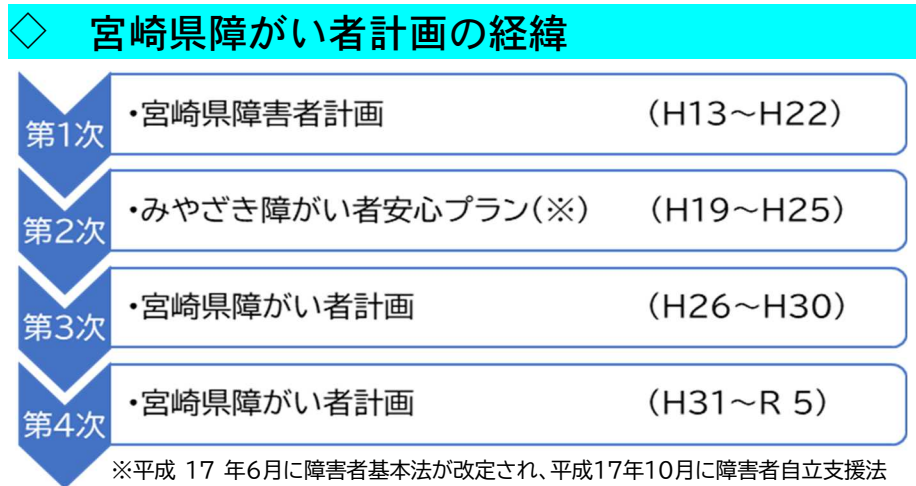
#### 《第9節 行政サービス等における配慮》

- 1 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等
- 2 選挙等における配慮等
- 3 司法手続等における配慮等

#### 《別表 第5次宮崎県障がい者計画に係る成果目標》

#### 4 障がい者計画のこれまでの経緯〔素案：1頁〕

本県においては、平成13年度に策定した「宮崎県障害者計画」を始まりとして、障がいのある人が安全で安心して心ゆたかに暮らせる社会を目指し、ノーマライゼーションの理念の下、障害者施策を推進。



※平成17年6月に障害者基本法が改定され、平成17年10月に障害者自立支援法が制定されたため、期間途中での策定。

#### 5 総論「障がい者の現状」〔素案：3～6頁〕

##### (1) 本県における障害者手帳交付者数

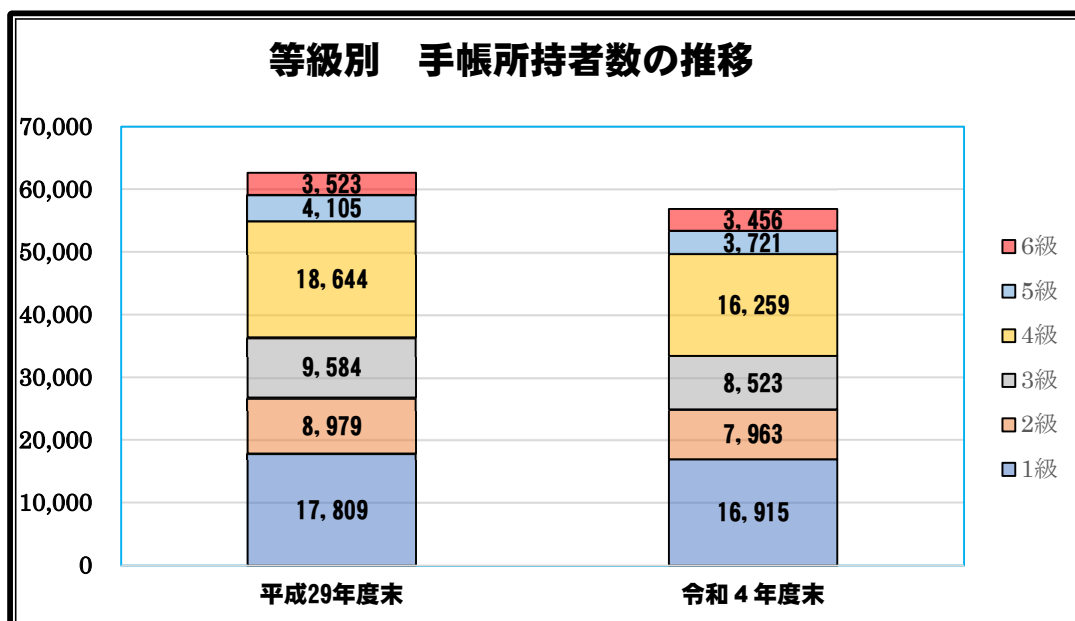
障害者手帳交付者数（令和4年度末現在）		
総人口	1,043,037 人	(R5.4.1)
身体障がい者	56,837 人	(5.4%)
知的障がい者	12,530 人	(1.2%)
精神障がい者	10,997 人	(1.1%)
合計	80,364 人	(7.7%)

※身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳交付者数

##### (2) 障がい種別による数

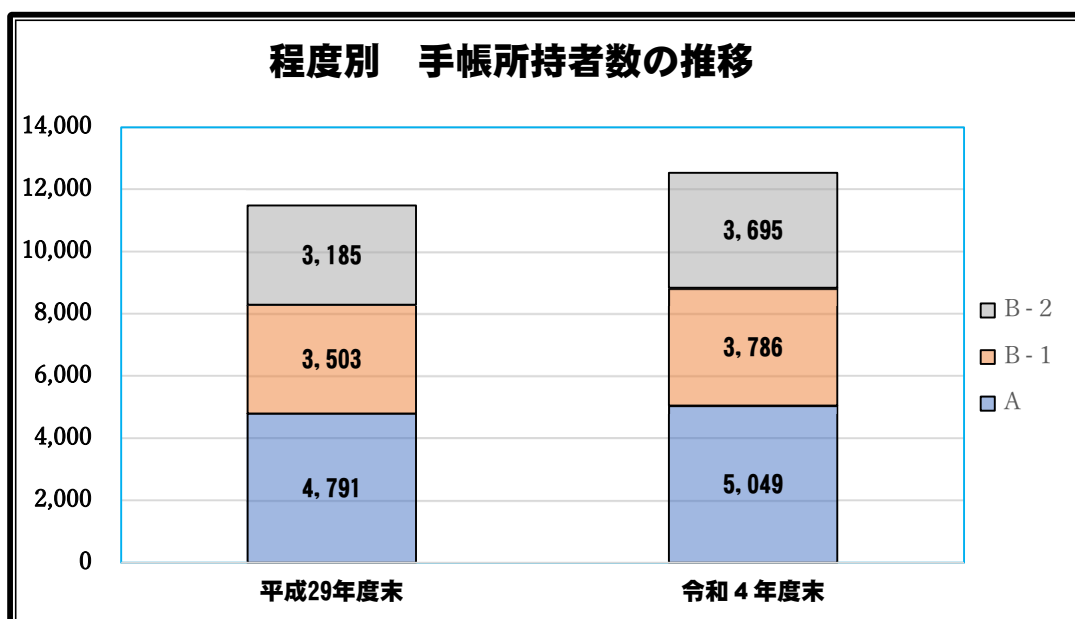
###### ① 身体障がい者

- ・ 身体障害者手帳交付者数は、令和4年度末現在で56,837人、前回計画策定時点（H29年度末62,644人）と比較して9.3%減
- ・ 重度の身体障がい者（1級・2級）は、令和4年度末現在で43.8%、前回計画策定時点（H29年度末42.8%）と比較して1.0ポイント増
- ・ 令和4年度末現在で、18歳未満が1.6%、18歳以上65歳未満が21.5%、65歳以上が76.9%



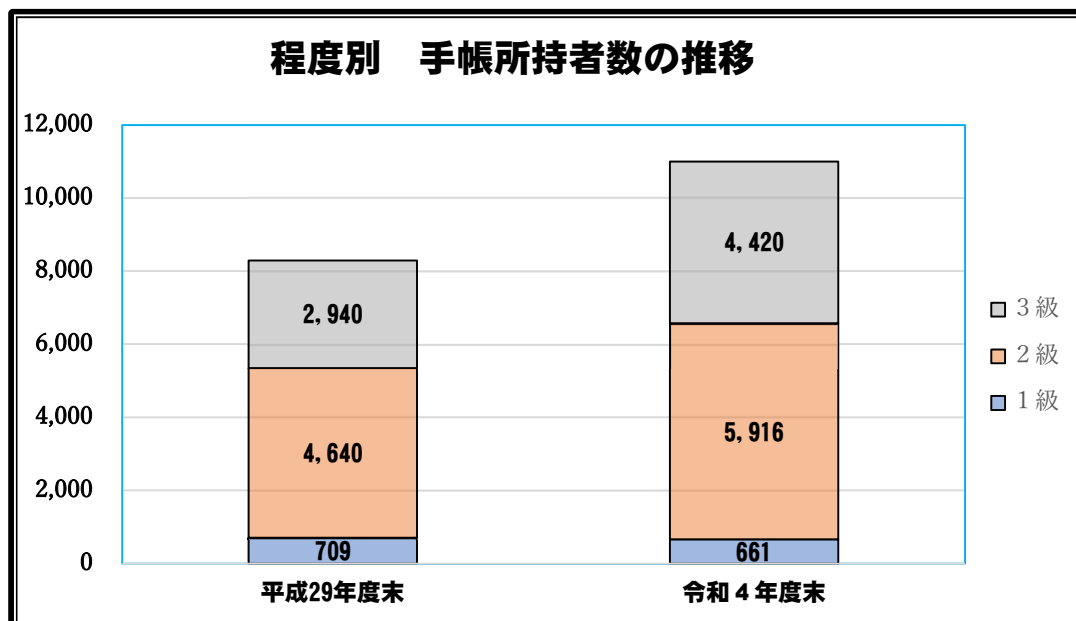
## ② 知的障がい者

- 療育手帳交付者数は、令和4年度末現在で12,530人  
前回計画策定時点（H29年度末 11,479人）と比較して9.2%増
- 重度の知的障がい者（A）は、令和4年度末現在で40.3%  
前回計画策定時点（H29年度末 41.7%）と比較して1.4ポイント減だが、人数では258人増
- 令和4年度末現在で、18歳未満が19.5%、18歳以上65歳未満が65.9%、65歳以上が14.5%



### ③ 精神障がい者

- 精神障害者保健福祉手帳交付者数は、令和4年度末現在で10,997人  
前回計画策定時点（H29年度末8,289人）と比較して32.7%増
- 中度の精神障がい者（2級）が、令和4年度末現在で53.8%  
前回計画策定時点（H29年度末56.0%）と比較して2.2%減だが、人数では、  
1,276人増
- 令和4年度末現在で、18歳未満が2.5%、18歳以上65歳未満が80.5%、  
65歳以上が17.0%



### ④ 重症心身障がい児（者）、医療的ケア児

- 各児童相談所で把握している在宅重症心身障がい児（者）数は、令和4年度末現在で587人、医療型障害児入所施設に入所している重症心身障がい児（者）数は、令和5年4月当初で19名
- 医療的ケア児数は、全国20,180人（R3厚生労働省調査）に対し、本県では192人（R5.3県障がい福祉課調査）と推計

### ⑤ 難病患者

- 特定医療費（指定難病）受給者証交付者数は、令和4年度末現在で9,069人  
前回計画策定時点（H29年度末8,309人）と比較して9.1%増

### ⑥ 発達障がい者

- 全国調査（R4文部科学省調査）では、特別な支援を要する児童は8.8%程度
- 県発達障害者支援センターにおける支援実績（R4）は、発達支援773人、就労支援273人

## ⑦ 高次脳機能障がい者

- ・ 厚生労働省の平成28年生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者実態調査）によれば、医師から高次脳機能障がいと診断された者の数は327千人と推定
- ・ 支援拠点機関（県身体障害者相談センター及び宮崎大学医学部）における相談支援実績（R4）は、延べ279件

## 6 総論 「施策推進に共通する横断的な視点」〔素案：8～9頁〕

### (1) 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上【継続】

公共施設等のバリアフリー化や障がいのある人の円滑な情報の取得・利用・発信のためのアクセシビリティの向上、意思表示・コミュニケーションを支援するためのサービス等の環境整備、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供など、社会のあらゆる場面で社会的障壁の除去に向けたアクセシビリティの向上を図る視点。

### (2) 地域資源の有効活用・各分野の総合的かつ横断的な連携による支援【継続】

地域の医療機関や地域住民、NPO・ボランティア団体などの地域社会にある既存資源の各分野における総合的かつ横断的な連携を図り、市町村を中心とする支援体制の更なる整備を促すとともに、複数の分野にまたがる課題については、各分野の枠のみにとらわれることなく、関係する機関、制度等の必要な連携を図ることを通じて各分野の総合的かつ横断的な支援体制の整備に努める視点。

### (3) 社会生活の充実及び障がいの特性等に応じた多様な自立の支援【継続】

障がいの特性等の社会全体の更なる理解促進に向けた啓発・広報活動を行うとともに、地域でともに充実した生活ができるよう、地域の福祉・保健・介護・医療・労働・教育などの関係機関と連携し、障がいの特性等に応じた多様なニーズに対応可能な障害福祉サービス等の充実や支援体制の基盤整備を図る視点。

### (4) 障がいのある女性、子ども及び高齢者に配慮した取組の推進【新規】

障がいのある女性は、女性であることにより、いわゆる複合的差別など更に困難な状況に置かれる場合があること、また、障がいのある子どもは、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する観点等を踏まえた障がいのある成人とは異なる支援を行う必要性があること、さらに、障がいのある高齢者は、障がいに加えて高齢であることにより、更に困難な状況に置かれる場合がある、という視点。

## 7 各論（概要）

### 第1節 啓発・広報〔素案：16～19頁〕

#### 1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

##### 【現状と課題】

- ・ 障がいを理由とする差別の解消の推進に関して、県民の理解の一層の促進のため、障がいを理由とする差別の解消や障がい者に対する合理的配慮の提供などの啓発・広報等が必要である。

- ・ 意思決定能力や契約締結能力が十分でない障がい者の権利擁護の取組として、日常生活自立支援事業や成年後見制度の周知及び利用促進の更なる推進が必要である。
- ・ 虐待の未然の防止、早期発見・早期対応、虐待を受けた障がい者に対する保護や自立支援と併せて、虐待した養護者に対する相談等の支援に取り組むことも必要である。

#### 【施策の方向性】

- ・ 障がいを理由とする差別の解消や障がい者に対する合理的配慮の提供について、県民の関心と理解を深めるとともに、「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい宮崎県づくり条例」の周知や障害者差別解消法改正に伴う事業者による合理的配慮の提供の義務付けなど、積極的な啓発・広報活動を行う。
- ・ 知的障がい又は精神障がいにより判断能力が不十分な方による日常生活自立支援事業（いわゆる「あんしんサポートセンター」）や成年後見制度の利用において、本人の状態や生活状況に配慮した適切な利用を促進するため、ニーズ把握に努めるとともに、障がい者にとって最も身近な行政機関である市町村における地域での体制づくりに必要な調整・協力を行う。
- ・ 障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会の設置や虐待防止責任者の設置を徹底し、障がい者虐待防止・権利擁護研修の実施を通じて事業所等の職員及び市町村職員の理解促進及び専門性を強化することで虐待の早期発見や防止に向けて取り組むとともに、県民への啓発・広報活動も併せて促進する。

## 2 啓発・広報活動の推進

#### 【現状と課題】

- ・ 障がい者アンケート調査結果では、県民の障がい者への理解と認識について、「以前よりは深まったがまだ不十分」と「深まっていない」の合計が37.8%（前回調査（H30）では54.3%）となっている。

#### 【施策の方向性】

- ・ 「障害者週間」等における啓発活動や県障がい者スポーツ大会、芸術・文化祭など障がい者との交流を通じた県民の理解を深めるイベント等を実施する。
- ・ 特に、外見からは分かりにくい発達障がい、高次脳機能障がい、難病などの障がいの特性への理解や必要な配慮などについて、行政機関や障害福祉サービス事業所等の職員を始め、広く県民や企業等に向けた啓発・広報活動を推進する。



## **第2節 生活支援〔素案：20～34頁〕**

### **1 地域における相談支援及び意思決定支援の充実**

#### **【現状と課題】**

- ・ 基幹相談支援センターの設置市町村数は、令和5年4月現在において21市町村であり、相談支援体制の質の充実と量的拡大、包括的な相談支援体制を整えるため、その設置を更に促進する必要がある。
- ・ 発達障がいや高次脳機能障がいなどの外見からは分かりにくい障がいは、より専門的な知識が求められるとともに、視覚障がい、聴覚障がい、音声機能障がい、言語機能障がいのある方、盲ろう者、失語症者などコミュニケーションに困難を抱える人が、相談支援を利用しやすい環境を整えることも必要である。
- ・ 障がい者の権利擁護の観点では、日常生活や社会生活の様々な場面で、その人の望む暮らしを実現できるよう意思決定のための支援が必要である。

#### **【施策の方向性】**

- ・ 市町村等に対して、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの必要性を周知し、その設置を促進する。
- ・ 県が設置・委託する様々な相談機関により専門性の高い相談支援の提供を行うとともに、身近な地域の相談窓口との連携が十分に図れるよう、支援ネットワークづくりに取り組む。
- ・ 外見からは分からなくても、援助が必要な人への思いやりのある行動を県民全体へ広めていくため、「ヘルプマーク」の更なる普及啓発に取り組む。
- ・ 自ら意思を決定することに支援が必要な障がい者等が障害福祉サービス等を適切に利用することができるよう、相談支援専門員やサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者等に対する研修等を通じて意思決定支援の質の向上を図る。

### **2 在宅サービス等の充実**

#### **【現状と課題】**

- ・ 障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、安全・安心で充実した生活を実現するための体制づくりを進めるためには、更なる在宅サービスの質的・量的充実を図る必要がある。
- ・ 施設入所者等の地域生活への移行を円滑にするために、施設退所後の居住の場の確保が必要である。

#### 【施策の方向性】

- ・ 障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受入れ・対応、グループホームの体験・機会場の場、医療的ケア等専門的人材の確保、地域の体制づくり）を整備する「地域生活支援拠点等」の整備について、市町村及び指定事業者等と連携して進める。
- ・ 障がい者の地域における居住の場の一つとして、日常生活上の介護や相談援助等を受けながら共同生活するグループホームの拡充を図るとともに、重度障がい者にも対応した一層の体制づくりを推進する。

### 3 スポーツ、文化芸術活動の振興

#### 【現状と課題】

- ・ 障がい者スポーツを推進するためには、各種スポーツ大会や教室等のイベント開催を促進するとともに、その情報が広く周知されるよう工夫し、スポーツによる共生社会の実現を目指した取組が必要である。
- ・ 令和9年に本県で開催する全国障害者スポーツ大会に向けた取組を段階的に実施することにより、大会成功に向けた県民全体の機運の醸成を図っていく必要がある。
- ・ 文化芸術活動は、日常生活の生きがいづくりや社会参加のきっかけとして有効なことから、身近な地域での文化芸術活動に親しむ機会の拡充と、参加者拡大のための啓発・広報活動を充実させる必要がある。

#### 【施策の方向性】

- ・ 県障がい者スポーツ大会の開催及び全国障害者スポーツ大会への選手派遣等を通じて、障がい者を対象にスポーツの普及を図るとともに、スポーツ関係団体等が行う障がい者スポーツ等に関する取組を支援する。
- ・ 障がい者スポーツの情報について、教育委員会や障がい者団体等と連携し、様々な媒体を活用しながら、大会・イベント等に関する広報を積極的に行うとともに、令和9年に本県で開催する全国障害者スポーツ大会に向けて、選手の発掘や育成を図り、大会後も継続してスポーツに取り組む選手やチームづくりを進める。
- ・ 県立美術館の旅する美術教室の活用や芸術・文化祭の開催、県及び市町村等でのイベント等において、字幕や音声案内サービスの提供、移動手段についての配慮など、ICT（情報通信技術）等も活用しながら、障がい者に配慮した鑑賞機会の充実を図る。

#### 4 福祉用具の普及促進と利用支援等

##### 【現状と課題】

- ・ 障がい者が、自立した日常生活及び社会生活を送ることなどの促進のため、補装具の支給及び日常生活用具の給付等による福祉用具の普及促進と利用支援が必要である。

##### 【施策の方向性】

- ・ 福祉用具に関する情報や制度内容について、より一層の啓発・広報活動に努める。

### 第3節 教育・育成〔素案：35～50P〕

#### 1 障がい児支援・育成施策の充実

##### 【現状と課題】

- ・ 各事業所のサービスの質に差異がみられることから、県及び各市町村の障がい児福祉計画に基づいた、事業所の計画的な設置促進、障がい児療育に携わる人材の育成を図る必要がある。
- ・ 障害児入所施設は、地域において様々なニーズに対応することが求められるとともに、入所している児童が18歳以降に大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるよう、関係機関と連携し、移行調整を進めていくことが求められる。
- ・ 重症心身障がい児（者）、医療的ケア児については、入所可能な施設が偏在しているとともに、ショートステイ（短期入所）の充実が求められているが、依然として各地域で受け皿が不足している状況にあるため、提供体制の充実が喫緊の課題である。
- ・ 療育（発達支援）については、医療機関や発達障害者支援センター、児童発達支援センター及び児童発達支援事業所等がその役割を担っているが、専門的な支援（コミュニケーション支援やソーシャルスキル支援など）ができる機関が少ない状況にある。
- ・ 難聴児の早期発見・早期療育推進のためには、保健、医療、福祉及び教育の連携体制の機能強化を図る必要がある。

### 【施策の方向性】

- ・ 各事業所等のサービスの質の向上を目指し、実地指導及び研修の開催を引き続き継続するとともに、障がい児及びその家族の利便性の向上を図るため、「児童発達支援ガイドライン」及び「放課後等デイサービスガイドライン」に基づきサービス内容・提供方法について、助言・指導を行う。
- ・ 障害児入所施設については、地域における中核的支援施設として地域の事業所等との連携や、障がい児の医療的ケアを含めた多様なニーズに対応する機関としての役割を担うため、必要な体制整備を図るとともに、入所している18歳以上の障がい者が、障害者支援施設等に円滑に移行できるよう、市町村や関係機関と連携しながら、移行調整の協議の場の設置に努める。
- ・ 重症心身障がい児（者）の入所施設が偏在している現状を踏まえ、未設置地区での民間法人の主導による施設整備を引き続き推進するとともに、在宅で生活する重症心身障がい児（者）、医療的ケア児のために、ショートステイ（短期入所）を始めとした在宅サービスの充実に取り組む。また、医療的ケア児支援センターが、相談に応じ、情報の提供や助言その他の支援、関係機関等への情報提供及び研修の実施等を推進し、地域において包括的な支援が受けられるように、保健・医療・福祉・教育等の関係機関との連携促進に努める。
- ・ 発達障害者支援センターは、必要な体制整備に努めるとともに、地域の関係機関が行う支援の専門性を高める間接支援機能の強化を目指し、児童発達支援センター、児童発達支援事業所を始めとする幼児期から成人期の発達障がい者支援に関わる支援機関の職員に対する専門性向上のための研修の充実を図る。
- ・ 難聴児の早期発見・早期療育推進のため、新生児聴覚検査・支援体制に係る協議会を開催するとともに、研修会の実施、普及啓発等により、推進体制を整備する。

## 2 インクルーシブ教育システム（障がい者を包容する教育制度）の構築

### 【現状と課題】

- ・ インクルーシブ教育システムの理念に基づき、個に応じた指導や支援を行うため、一人一人の教育的ニーズに的確に応え、状況の変化に柔軟に対応できるよう、連続性のある多様な学びの場の充実を図る必要がある。
- ・ 特別な教育的ニーズのある幼児児童生徒が在籍していることを前提に、校内支援体制の充実が求められる。

- ・ 障がいのある子どもだけでなく、障がいのない子どもにとっても、社会を構成する様々な人々と共に助け合い支え合って生きていくことを学ぶ機会として、共生社会の形成に向けた取組が重要である。
- ・ 早期から将来の自立と社会参加に向けた取組を児童生徒の発達や障がいの状態、特性等に合わせて行い、本人の就職への意欲を高め、保護者の願いに応えていくことが必要である。

#### 【施策の方向性】

- ・ 一人一人の特別な教育的ニーズに的確に応え、状況の変化にも柔軟に対応できるよう、通級による指導を中心に多様な学びの場の整備・充実に努める。また、高等学校等に在籍する特別な教育的ニーズのある全ての生徒が、通級による指導を受けられる体制を整える。
- ・ 特別な教育的ニーズのある幼児児童生徒が切れ目のない支援を受けることができるようにするため、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の機能充実・活用を促進し、これにより家庭・地域及び医療や福祉、保健、労働等の関係機関との連携を強化する。
- ・ 小・中・高等学校等と特別支援学校の学校間交流や、高校生が主体となって特別支援学校の幼児児童生徒との交流を行う心のバリアフリー活動、特別支援学校に在籍する児童生徒の居住地校交流や交流籍の実践など交流及び共同学習の充実に図ることにより、多様性や公平・公正、包摂性のある共生社会の実現に向けた教育を推進する。
- ・ 自立に向けた基礎的な力を高めるため、早期から計画的なキャリア教育を充実することにより、将来につながる自立支援を推進するとともに、職業教育の充実に図るため、県内4地区に高等特別支援学校を設置し、地域に根ざした一般就労の更なる促進を図る。

### 3 教育指導の充実

#### 【現状と課題】

- ・ 全ての教職員が特別な教育的ニーズのある幼児児童生徒を指導することを前提に、特別支援教育に係る専門性を高め適切な指導と必要な支援を講じることができるよう、一人一人の教員を支える仕組みを構築し、キャリアに応じた研修を実施することが不可欠である。

- ・ 重度・重複化への対応や多様な障がいの特性に応じた教育を行うためには、教員のより高い専門性と実践的な指導力の向上が求められる。

#### 【施策の方向性】

- ・ 幼稚園教諭や保育士、保育教諭、小・中・高等学校等の全ての教職員が障がい特性や特別支援教育についての理解を深めるため、エリアサポート体制における研修や巡回相談をより一層充実させ、教職員の専門性の向上を図る。
- ・ より高度な専門性に対応するため、医療、福祉等の外部専門家と連携しながら、医学や科学技術の進歩に対応した指導法や指導技術の習得、研究を推進し、専門的指導力の向上に努める。

### 4 教育環境の整備

#### 【現状と課題】

- ・ 近年、特別支援学校に在籍するこどもの数は、少子化の中にあっても増加しており、障がいの状況は重度化、多様化する傾向にあることから、これらに対応する必要がある。
- ・ 障がいのある生徒等の高等学校等の入学試験の実施に際して、別室実施や時間の延長、ICTの活用など、個別のニーズに応じた合理的配慮の提供を含めた必要な配慮が求められる。

#### 【施策の方向性】

- ・ 特別支援学校の課題に対応し、教室不足や狭隘化<sup>きょうあいか</sup>を解消するために、全体的、総合的な視点に立ち、計画的、段階的に教育環境を整備する。
- ・ 障がいのある生徒等の高等学校等の入学試験時や入学後の学校生活における個別の教育的ニーズに応じた合理的配慮や必要な支援が受けられるよう体制を整備する。

### 第4節 保健・医療〔素案：51～63P〕

#### 1 障がいの原因となる傷病の予防、早期発見、治療の推進

#### 【現状と課題】

- ・ ハイリスクの妊婦や乳幼児について、関係機関が情報交換・検討を行うために、保健所を中心に4つの周産期医療圏において「地域周産期保健医療体制づくり連絡会」を開催しており、未熟児等のフォローや地域の体制づくりを検討・研修する場として今後も充実を図る必要がある。

#### 【施策の方向性】

- ・ 周産期に起因する障がいや障がいの原因となる傷病等の発生を防止するため、産婦人科医等の関係者との連携を密に図るとともに、関係者に対する研修等を行い、資質の向上を目指す。

## 2 医療サービスの充実

#### 【現状と課題】

- ・ 医療を取り巻く環境は大きく変化するとともに、障がい者を含め、県民の医療に対するニーズは、高度化・多様化している。
- ・ 医療費公費負担制度として、障害者総合支援法に基づく自立支援医療費（育成医療、更生医療、精神通院医療）等の制度があり、必要とする人が確実にこの制度を利用できるよう、より一層の周知に努める必要がある。
- ・ 障がい者の能力を可能な限り回復させ、社会生活や家庭生活を営むことができるよう、機能訓練の充実を図る必要がある。

#### 【施策の方向性】

- ・ 障がい者が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制の充実を図るとともに、医療機関における障がいの特性に応じた合理的配慮の提供の周知・啓発にも取り組む。
- ・ 医療費公費負担制度について、障がい者やその家族、医療機関等の関係機関への一層の周知に努める。
- ・ 今後も介護保険制度との連携を図りながら、地域リハビリテーション関係団体による職員の研修・相談対応・技術的支援等を行い、住み慣れた地域で適切なりハビリテーションを受けることができる体制の整備を促進する。

## 3 精神保健対策の推進

#### 【現状と課題】

- ・ 精神障がい者が地域において安心して暮らしていくためには、地域住民の理解、必要な医療の提供や、生活面での様々な支援が不可欠であり、地域における適切な支援体制を整備する必要がある。

#### 【施策の方向性】

- ・ 退院に向けた治療や支援、地域の関係機関との連携強化に努め、精神障がい者の地域移行のための退院支援を促進するため、ピアサポート（当事者による支援）や相談支援事業所等と連携しながら、対象者、医療従事者への啓発・研修等を行うとともに、地域の受入機関や家族等関係者への支援体制を強化する。

### 4 難病患者等への施策の推進

#### 【現状と課題】

- ・ 障がい者アンケート調査結果では、難病患者が障害福祉サービスを利用できることについて、「知らない」の割合が61.3%（前回調査（H30）では52.4%）となっており、継続した啓発・広報の取組が必要な状況である。

#### 【施策の方向性】

- ・ 難病患者等に対する障害福祉サービス等の提供に当たっては、各市町村において、難病等の特性に配慮した円滑な事務が実施されるよう、研修や情報提供を行うとともに、難病患者（対象疾病のみ）が障害福祉サービス、相談支援等の対象であることについて普及啓発を促進する。

### 5 福祉・保健・介護・医療の連携

#### 【現状と課題】

- ・ 県の機関である身体障害者相談センター、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、保健所等では、それぞれ連携して、保健・医療・福祉に関する様々な相談に対応している。

#### 【施策の方向性】

- ・ 県の関係機関の体制整備のほか、機関相互の連携や関係団体との連携を強化する。特に、発達障害者支援センター及び高次脳機能障がい支援拠点機関では、医療・保健・福祉・労働等の関係分野で組織される連絡会議等を開催し、地域支援ネットワークの強化を通じて相談支援体制の整備を図る。

## **第5節 雇用・就業、経済的自立の支援〔素案：64～69頁〕**

### 1 一般就労支援施策の充実

#### 【現状と課題】

- ・ 障がい者の一般就労については、障害者雇用促進法の改正により、令和6年4月から民間企業の法定雇用率が2.3%から2.5%へ、令和8年4月からは2.5%から2.7%へ段階的に引き上げられるため、今後も、関係機関が連携し、障がい者の一般就労に向けた取組を一層強化するとともに、障がい者が働きやすい職場環境づくりを進めるための普及啓発などを進めていく必要がある。



### 【施策の方向性】

- ・ 障がい者雇用に関する理解を深め、雇用促進・職場定着を図るため、企業の事業主等を対象としたセミナー開催など、普及啓発を引き続き実施する。
- ・ 一般就労を希望する障がい者の就職活動を支援するため、7つの障がい保健福祉圏域ごとに設置している「障害者就業・生活支援センター」において、公共職業安定所や宮崎障害者職業センターなどの関係機関と連携しながら、就業面及び生活面からの一体的な相談支援を実施するとともに、職場定着支援を行う。
- ・ 障がい者委託訓練における知識・技能習得訓練コース、事業所での職場実習を中心とした実践能力習得訓練コース及び通所が困難な方を対象としたeラーニングコースの実施により、就職を希望する障がい者の態様に応じた職業能力開発を実施する。

## 2 一般就労が困難な障がい者への就労支援

### 【現状と課題】

- ・ 直ちに一般就労することが困難な障がい者に対し、働く機会の提供や就労訓練等を行う就労継続支援事業（A型・B型）については、平成30年度末時点の174事業所から令和4年度末時点では210事業所へと整備が進んでいる状況にある。

### 【施策の方向性】

- ・ 一般就労することが困難な障がい者に対し、就労継続支援事業や地域生活支援センター等を通して、就労の機会や生産活動の機会の提供を行うとともに、その内容の充実を図る。

## 3 経済的自立の支援

### 【現状と課題】

- ・ 障がい者の雇用・就業に関する施策を進めるとともに、本人やその家族に対する各種手当、医療費助成制度、貸付制度の普及促進を図っていくことが重要である。

### 【施策の方向性】

- ・ 障がい者の経済的負担を軽減する重度障がい者（児）医療費助成制度や各種の税制上の優遇措置・減免制度及び生活福祉資金貸付制度等について、県庁ホームページ等を活用し、周知の徹底を図る。

## **第6節 情報・コミュニケーション〔素案：70～74頁〕**

### **1 意思疎通支援の充実**

#### **【現状と課題】**

- ・ 手話、要約筆記、点字、音訳、触手話など障がいの特性に応じた意思疎通手段を利用する方が、地域社会で安心して生活していくためには、それぞれの障がいの特性を理解し、それぞれの意思疎通手段の技術を身につけた通訳者等の支援者が不可欠であり、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」及び「手話等の普及及び利用促進に関する条例」に基づき、障がい者の意思疎通支援の充実を図る必要がある。

#### **【施策の方向性】**

- ・ 手話通訳者等の意思疎通支援者の養成講習会等の開催について、県内全域に周知を図るとともに、意思疎通支援者の少ない地域における人材育成に努める。
- ・ 手話通訳者や要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣について、市町村における意思疎通支援者の派遣体制も踏まえながら、必要に応じた派遣事業の実施に努めるとともに、失語症者向け意思疎通支援者の派遣について、意思疎通支援者の十分な確保及び市町村のニーズ把握を進め、必要となる派遣体制の整備に努める。

### **2 情報取得・利用のしやすさの推進**

#### **【現状と課題】**

- ・ 障がい者がホームページ等を利用する上で、障がいの特性及び障がい者の生活実態等により多くの社会的障壁があることから、障がい者が情報を利用しやすい環境の整備などの合理的配慮が求められる。

#### **【施策の方向性】**

- ・ 障がい者がICTを使用する際に必要となる周辺機器、ソフト、点字ディスプレイ等の給付制度の周知を通じ、障がい者のICT利用を促進するとともに、ICTの操作等を学ぶことのできる機会の創出や、障がい者のICT機器の利活用等を支援する人材の育成に努める。

### **3 情報提供の充実**

#### **【現状と課題】**

- ・ 障がい者が安心して外出できるように、県内施設のバリアフリー情報を掲載したホームページ「みやざきアクセシビリティ情報マップ」を公開している。

### 【施策の方向性】

- ・ 「みやざきアクセシビリティ情報マップ」については、情報取得のしやすさの向上及びバリアフリー情報の追加・更新など、更なる内容等の充実を図る。

## 第7節 生活・環境〔素案：75～85頁〕

### 1 人にやさしい福祉のまちづくり

#### 【現状と課題】

- ・ 障がい者アンケート調査結果では、「おもいやり駐車場制度」の利用のしやすさについて、「利用しやすい」との回答が34.7%で最も高い一方で、「マナー違反が増えた」との回答が15.5%となっている。
- ・ 「人にやさしい福祉のまちづくり条例」に基づく施設整備については、特定公共的施設（公共的施設のうち一定規模以上の施設）の整備基準への適合を義務付けている。
- ・ 障がい者アンケート調査結果では、外出の際に困っていることとして、「道路に段差が多い」、「建物内の出入口や通路に段差がある」、「身体障がい者用トイレがない（少ない）」との回答も多く、障がい当事者等の意見を踏まえた「バリアフリーの施設づくり」が引き続き求められる。
- ・ 公園等については、障がい者など様々な人が安心して利用できるために、バリアフリー化をより一層推進していく必要がある。
- ・ 公共交通機関の旅客施設や車両等については、障がい者の社会参加の進展を踏まえ、バリアフリー化をより一層推進していく必要がある。
- ・ 住宅は生活の重要な基盤であり、障がい者を含む全ての人々が、生涯を通じて安全で快適に生活できることが必要であり、障がいの特性及び障がい者の生活実態等に応じ、日常生活に適した規模・設備を有する住宅を確保する必要がある。

#### 【施策の方向性】

- ・ 「おもいやり駐車場制度」について、県民・事業者等に引き続き普及啓発を行うとともに、障がい者等用駐車場の不適正利用の防止を目指して、県の広報媒体の活用やイベントでの周知など継続して実施する。

- ・ 引き続き、人にやさしい福祉のまちづくり条例やバリアフリー法の普及啓発や施設等の整備促進を図るとともに、窓口業務を行う県有施設について、バリアフリーの施設整備をより一層推進する。さらに、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」の設計者等への周知を通じ、店舗（小規模店舗を含む）やホテル、共同住宅等の建築物のバリアフリー化を促進する。
- ・ 道路の新設や拡幅等の際には、車いす等が容易にすれ違うことができる歩道を整備するとともに、横断部、切り下げ部の緩勾配化<sup>かんこうばいか</sup>や視覚障がい者にも配慮した適切な段差、視覚障がい者誘導用ブロックの設置など、移動等円滑化基準に適合した歩道の整備を推進する。
- ・ 県が設置する都市公園や県が管理する自然公園施設において、出入口や園路の段差解消、障がい者や高齢者等が安全に利用できるトイレの設置など、バリアフリー化をより一層推進する。
- ・ 障がい者や高齢者が移動しやすい環境を整備するため、交通事業者や市町村と連携して、駅の段差解消やノンステップバスの導入などのバリアフリー化を推進するとともに、公共交通機関の乗り継ぎの円滑化を図る。
- ・ 県営住宅においては、室内の段差解消や浴室・トイレへの手摺設置などのバリアフリー化を推進するとともに、入居者選考時における障がい者への抽選倍率の優遇措置を行う。

## 2 宿泊施設等のアクセシビリティ向上

### 【現状と課題】

- ・ 令和9年に本県で開催する全国障害者スポーツ大会により、多くの障がいのある方の来県が見込まれるため、障がいの有無に関わらず、全ての人が利用しやすい施設やサービスの提供が求められる。

### 【施策の方向性】

- ・ 障がいの有無に関わらず、利用しやすい施設等のハード面における環境整備に加え、交流、協働の取組による「心のバリアフリー」などのソフト面におけるアクセシビリティの向上に資する取組を実施する。

### 3 防災・防犯対策等の充実

#### 【現状と課題】

- ・ 防災対策として、自ら避難することが難しく、避難するための特段の支援を要する「避難行動要支援者」の避難等を円滑に行うためには、それぞれの障がいの特性に配慮した避難支援が必要であり、個別避難計画等の策定などその支援体制を更に具体化することが求められる。
- ・ 防犯対策として、障がい者が被害に遭わないためには、関係機関相互の連携と発生状況や防犯対策等をタイムリーに提供するネットワークの活用、整備が必要不可欠である。
- ・ 消費者トラブルの防止等として、障がい者を含め、消費者は、商品情報や契約の知識、交渉力において、事業者と比べて力の差があり、そうした消費者の弱みにつけ込んだトラブルもみられることから、今後も相談に対する適切かつ迅速な対応とともに、啓発の充実・強化を図る必要がある。

#### 【施策の方向性】

- ・ 「障がい者・高齢者のための防災マニュアル」の活用等により、障がい者やその支援者、個別避難計画を策定する市町村等に対して、災害に備えた事前の準備や実際に災害が起こった場合の対応等についての啓発に向けた取組を実施する。
- ・ 障がい者が犯罪被害に遭うことなく、安全で安心して暮らすことのできる社会を実現するため、関係機関・団体等との既存の防犯ネットワークを活用するとともに、新たな防犯ネットワークを整備し、これを通じてきめ細かな地域安全情報の提供に努める。
- ・ 消費者トラブルに関する相談、啓発に当たっては、障がい者団体やその他福祉関係団体等とも十分連携し、障がい者への適切な相談対応や情報提供等に努める。

## 第8節 福祉を支える人づくり〔素案：86～89頁〕

### 1 専門職種の養成・確保

#### 【現状と課題】

- ・ 障がいの多様化、重度・重複化の進行も踏まえ、障がいの特性及び障がい者の生活実態等に応じたきめ細かな支援が必要となっており、多様なニーズに適切に対応できる質の高い福祉・保健・介護・医療従事者等の養成と確保が課題となっている。

### 【施策の方向性】

- ・ ホームヘルパー、点訳奉仕員、朗読奉仕員、手話通訳者、手話奉仕員、要約筆者、社会福祉士、介護福祉士等の人材養成に努め、必要となる人材の確保を図るとともに、資質向上に努める。
- ・ リハビリテーション体制の整備充実のため、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、義肢装具士、言語聴覚士、公認心理師等の医学的リハビリテーション等に従事する者の確保及び資質の向上について、大学等の養成機関や関係団体との連携強化を図る。
- ・ 看護師・准看護師等の養成と確保に努めるとともに、訪問看護に特化した研修を実施し、様々な場面や対象者に対応できる看護職員の資質向上を図る。

## 2 NPO・ボランティア活動の推進

### 【現状と課題】

- ・ NPO・ボランティア等が様々な分野で地域に密着したサービスや活動を展開しており、障がい者の日常生活や社会活動への参加において大きな役割を果たしている。

### 【施策の方向性】

- ・ 障がい者を取り巻く複雑・多様化する地域課題に的確に対応するため、NPO・ボランティア団体等の活動や、多様な主体による地域課題解決のための支援体制の環境づくりを進める。

## 第9節 行政サービス等における配慮〔素案：90～92頁〕

### 1 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等

#### 【現状と課題】

- ・ 障害者差別解消法及び障がいのある人もない人も共に暮らしやすい宮崎県づくり条例に基づき、行政機関の職員等における合理的配慮の提供の正しい理解と適切な実施が必要である。

#### 【施策の方向性】

- ・ 各行政機関等における事務・事業の実施に当たっては、障害者差別解消法に基づき、障がい者が必要とする社会的障壁の除去の実施について合理的配慮を行うとともに、ソフト・ハードの両面にわたり、合理的配慮を的確に行うために必要な環境の整備を着実に進める。

## 2 選挙等における配慮等

### 【現状と課題】

- ・ 障がい者がその権利を円滑に行使できるよう、選挙等において必要な環境整備や障がいの特性に応じた合理的配慮の提供を行う必要がある。

### 【施策の方向性】

- ・ 移動に困難を抱える障がい者に配慮した投票所のバリアフリー化、投票環境の向上に向けた取組や代理投票の適切な実施等、障がい者が障がいの特性に応じて自らの意思に基づき円滑に投票するための市町村の取組を支援するとともに、選挙人を介護する者など投票管理者が認めた者は投票所に入ることができることの周知を図る。

## 3 司法手続等における配慮等

### 【現状と課題】

- ・ 障がい者がその権利を円滑に行使できるよう、司法手続等において必要な環境の整備や障がいの特性に応じた合理的配慮の提供を行う必要がある。

### 【施策の方向性】

- ・ 刑事事件における手続の運用において、手話通訳の利用を含め、障がい者の意思疎通等に関して適切な配慮を行うとともに、民事事件、家事事件等の法的紛争の当事者その他の関係人となった場合において、その障がいの特性に応じた意思疎通等の手段を確保するべく、宮崎県弁護士会や法テラス等と連携の下、障がい者に対する配慮・支援の充実を図るとともに、これらの手続に携わる職員等に対して、障がいや障がい者に対する理解を深めるため必要な取組を行う。

## 8 今後の主な流れ（予定）

令和5年10月	宮崎県障害者施策推進協議会開催
令和5年11月	宮崎県議会厚生常任委員会への報告
令和5年12月	宮崎県障害者施策推進協議会委員への意見聴取 障がい者関係団体への意見聴取 計画素案に関する意見公募（パブリックコメント）
～6年1月	
令和6年2月	
令和6年3月	宮崎県議会厚生常任委員会への報告
	<b>宮崎県障がい者計画改定（第5次）</b>

# 第5次宮崎県障がい者計画（素案）の概要

## 1. 総論《基本目標等》

### 【趣旨・目的】

- 現行計画の計画期間（平成31年度～令和5年度）満了に伴い、国の障害者基本計画等を踏まえて改定
- 計画期間：令和6年度から令和10年度までの5年間

### 【基本目標】（継続）

「障がいのあるなしによって分け隔てられることなく、地域とともに生きる社会づくり」

### 【これまでの計画】

第1次	宮崎県障害者計画	(H13～H22)
第2次	みやざき障がい者安心プラン(※)	(H19～H25)
第3次	宮崎県障がい者計画	(H26～H30)
第4次	宮崎県障がい者計画	(H31～R5)

※平成17年6月に障害者基本法が改定され、平成17年10月に障害者自立支援法が制定されたため、期間途中での策定。

### 【計画の対象】

この計画の対象とする「障がいのある人」とは、障害者基本法第2条第1号の規定に基づき、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者のみではなく、発達障がい、高次脳機能障がい、難病患者など心身の機能の障がいがある方であって日常生活や社会生活で継続して相当な制限を受けている全ての人を対象とする。

## 2. 総論《障がい者の現状》

〇本県における障がい者数（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳交付者数）

障害者手帳交付者数（令和4年度末現在）		
総人口	1,043,037 人	(R5.4.1)
身体障がい者	56,837 人	(5.4%)
知的障がい者	12,530 人	(1.2%)
精神障がい者	10,997 人	(1.1%)
合計	80,364 人	(7.7%)

## 3. 総論《施策の基本方針》

- (1) 必要な支援を受けながら自らの決定に基づき、社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加し、自己実現ができる機会の確保
- (2) 地域での生活への移行を促進するための基盤整備を進め、地域社会においてともに生きるために社会に存在する社会的障壁（バリア）を除去し、どこで誰と生活するかについて選択できる機会の確保
- (3) 手話を含めた言語などの意思疎通のための手段や情報の取得・利用のための手段について選択できる機会の確保
- (4) 障がい者差別その他の権利利益を侵害する行為を禁止するとともに、社会的障壁を除去するための合理的配慮の提供

## 4. 各論《基本方針の実現に向けた主な取組》

### (1) あらゆる分野の活動に参加し、自己実現ができる機会の確保

- 〇 外見からは分からなくても、援助が必要な人への思いやりのある行動を県民全体へ広めていくため、「ヘルプマーク」の更なる普及啓発を実施 **《第2節 生活支援：素案25頁》**
- 〇 一般就労を希望する障がい者の就職活動を支援するため、7つの障がい保健福祉圏域ごとに設置している「障害者就業・生活支援センター」において、関係機関と連携しながら、就業面及び生活面からの一体的な相談支援、職場定着支援を実施 **《第5節 雇用・就業、経済的自立の支援：素案66頁》**
- 〇 県障がい者スポーツ大会や各種教室の計画的な開催、全国障害者スポーツ大会への選手派遣等を通じて、障がい者スポーツの普及を促進 **《第2節 生活支援：素案30頁》**

### (2) 地域生活への移行促進のための基盤整備、どこで誰と生活するかについて選択できる機会の確保

- 〇 障がいの重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を整備する「地域生活支援拠点等」の整備について、市町村及び指定事業者等と連携して推進 **《第2節 生活支援：素案23頁》**
- 〇 地域における居住の場の一つとして、日常生活上の介護や相談援助等を受けながら共同生活するグループホームの拡充を図るとともに、重度障がい者にも対応した一層の体制づくりを推進 **《第2節 生活支援：素案24頁》**
- 〇 医療的ケアが必要な障がい児等に対して、医療的ケア児支援センターが相談に応じ、情報の提供や助言その他の支援、関係機関等への情報提供及び研修の実施等を推進 **《第2節 生活支援：素案27頁》**

### (3) 意思疎通や情報の取得・利用のための手段について選択できる機会の確保

- 〇 手話通訳者や要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者の派遣事業の体制整備の推進 **《第6節 情報・コミュニケーション：素案71頁》**
- 〇 障がい者がICT（情報通信技術）を使用する際に必要となる周辺機器、ソフト、点字ディスプレイ等の給付制度の周知、ICTの操作等を学ぶことのできる機会の創出やICT機器の利活用等を支援する人材の育成の推進 **《第6節 情報・コミュニケーション：素案73頁》**
- 〇 県内施設のバリアフリー情報を掲載した「みやざきアクセシビリティ情報マップ」の情報取得のしやすさの向上及びバリアフリー情報の追加・更新など、更なる内容等の充実 **《第6節 情報・コミュニケーション：素案74頁》**

### (4) 障がい者差別その他の権利利益を侵害行為の禁止・合理的配慮の提供

- 〇 障がいを理由とする差別の解消や合理的配慮の提供について、県民の関心と理解を深めるとともに、障害者差別解消法改正に伴う事業者による合理的配慮の提供の義務付けなど、積極的な啓発・広報活動を展開 **《第1節 啓発・広報：素案17頁》**
- 〇 障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会や虐待防止責任者の設置を徹底し、障がい者虐待防止・権利擁護研修の実施を通じて、事業所や市町村等の職員専門性を強化することで、虐待の早期発見や防止を推進 **《第1節 啓発・広報：素案18頁》**
- 〇 障がい者及びその家族等からの障がいを理由とする差別に関する相談に的確に応じるとともに、障がいを理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、県障害者社会参加推進センターに設置する相談窓口での相談、啓発・広報機能の強化・充実 **《第1節 啓発・広報：素案17頁》**

## 5. 主な成果目標

新設更新	事項	現状	目標 (第4次計画)	目標 (第5次計画)
<b>(1) 啓発・広報</b>				
①	県民の障がい者への理解と認識 「以前よりは深まったがまだ不十分」、 「深まっていない」の合計	37.8% (2023年度)	30%以下 (2023年度)	30%以下 (2028年度)
<b>(2) 生活支援</b>				
新設	② 基幹相談支援センターを設置する市町村数 (※1)	16箇所 (2022年度)	—	全市町村 (2026年度)
更新	③ グループホームの一月当たりサービス提供量 (※1)	1,569人 (2022年度)	1,542人 (2023年度)	1,861人 (2026年度)
	④ 地域生活支援拠点等の設置市町村数 (※1)	14箇所 (2022年度)	全市町村 (2023年度)	全市町村 (2026年度)
<b>(3) 教育・育成</b>				
新設	⑤ 小学校の通常の学級における 個別的教育支援計画の作成率 ※通常の学級で、作成を必要とする児童がいる学校の 年度内作成予定を含む	92.5% (2022年度)	—	100% (2026年度)
更新	⑥ 特別支援学校高等部卒業生の一般就労率	23.2% (2022年度)	30.0% (2020年度)	31.0% (2026年度)
新設	⑦ 保育士等キャリアアップ研修のうち、 障がい児保育に関する研修の修了者数	1,885人 (2022年度)	—	3,300人 (2028年度)
<b>(4) 保健・医療</b>				
更新	⑧ 精神障がい者の入院後3か月時点の退院率 (※1)	57.1% (2019年度)	69.0% (2023年度)	68.9% (2026年度)
更新	⑨ 精神障がい者の入院後6か月時点の退院率 (※1)	74.3% (2019年度)	86.0% (2023年度)	84.5% (2026年度)
更新	⑩ 精神障がい者の入院後1年時点の退院率 (※1)	82.8% (2019年度)	92.0% (2023年度)	91.0% (2026年度)
<b>(5) 雇用・就業、経済的自立の支援</b>				
更新	⑪ 就労継続支援（A型）事業の一月当たり サービス提供量（※1）	18,835人日分 (2022年度)	22,534人日分 (2023年度)	22,086人日分 (2026年度)
更新	⑫ 就労継続支援（B型）事業の一月当たり サービス提供量（※1）	57,026人日分 (2022年度)	59,912人日分 (2023年度)	76,140人日分 (2026年度)
	⑬ 工賃向上対象施設の一人当たり 平均工賃（月額）（※2）	20,459円 (2022年度)	21,800円 (2023年度)	21,800円以上 (2023年度)
<b>(6) 情報・コミュニケーション</b>				
	⑭ 手話通訳者・要約筆記者 養成研修修了者数（※1）	81人 (2022年度)	135人 (2023年度)	135人 (2026年度)
更新	⑮ 点訳・朗読率仕員 養成研修修了者数（※1）	32人 (2022年度)	18人 (2023年度)	33人 (2026年度)
	⑯ 盲ろう者向け通訳・介助員 養成研修修了者数（※1）	8人 (2022年度)	13人 (2023年度)	13人 (2026年度)
新設	⑰ 失語症者向け意思疎通支援者 養成研修修了者数（※1）	11人 (2022年度)	—	12人 (2026年度)
<b>(7) 生活・環境</b>				
	⑱ おもいやり駐車場制度協力施設数	1,196施設 (2022年度)	1,800施設 (2023年度)	1,800施設 (2028年度)
更新	⑲ 路線バスのノンステップバス導入率 ※県内主要バス会社のみ	42.6% (2022年度)	40% (2023年9月末)	50% (2026年度)
	⑳ 公営住宅のバリアフリー化率 ○公営住宅のうち、次の全てを満たす住戸の割合 ①室内に段差がないこと ②手すりや浴室及びトイレに設置してあること ③廊下幅が78cm以上（出入口幅75cm以上） 確保されていること	30.0% (2022年度)	35% (2025年度)	35% (2030年度)
<b>(8) 福祉を支える人づくり</b>				
	㉑ 手話通訳者・要約筆記者 養成研修修了者数（再掲）（※1）	81人 (2022年度)	135人 (2023年度)	135人 (2026年度)
更新	㉒ 点訳・朗読率仕員 養成研修修了者数（再掲）（※1）	32人 (2022年度)	18人 (2023年度)	33人 (2026年度)
	㉓ 盲ろう者向け通訳・介助員 養成研修修了者数（再掲）（※1）	8人 (2022年度)	13人 (2023年度)	13人 (2026年度)
新設	㉔ 失語症者向け意思疎通支援者 養成研修修了者数（再掲）（※1）	11人 (2022年度)	—	12人 (2026年度)
<b>(9) 行政サービス等における配慮</b>				
更新	㉕ 「障がいがあることにより不当な扱いや不快感を 受けたことがある」と回答した人の割合	20.5% (2023年度)	20%以下 (2023年度)	10%以下 (2028年度)

※1 第7期宮崎県障がい福祉計画（令和6年3月策定予定）の目標を記載しており、当該計画を改定した際には、改定後の数値を本計画の目標とします。  
※2 宮崎県障がい者工賃向上計画（令和3年7月策定）の目標を記載しており、当該計画を改定した際には、改定後の数値を本計画の目標とします。